

平成26年第3回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成26年3月12日(金)午後1時30分	
開催場所	北区教育委員会室	
出席委員	委員長 加藤和宣 委員 嶋谷珠美 委員 森下淑子	委員 檜垣昌子 委員 森岡謙二 教育長 内田隆
欠席委員	なし	
事務局職員	事務局次長 学校改築施設管理課長 学校地域連携担当課長 教育改革・教育支援担当副参事 スポーツ施策推進担当課長 飛鳥山博物館長 学校適正配置担当部長	教育政策課長(教育未来館長) 学校支援課長 教育指導課長 生涯学習・スポーツ振興課長 東京オリンピック・パラリンピック担当課長 中央図書館長 学校適正配置担当課長

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	11号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
2	12号	幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
3	13号	東京都北区立滝野川紅葉中学校に係る行政財産の使用許可について	承認
4	14号	東京都北区立那須高原学園利用料金設定の承認について	承認
5	15号	東京都北区立文化センター利用料金設定の承認について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
6	18号	板橋区・北区交流フットサル大会及びサッカー教室について	了承
7	19号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成26年第3回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成26年3月12日(水) 13:30

加藤委員長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成26年第3回北区教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1、第11号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び日程第2、第12号議案「幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

委員長

加藤委員長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、私から第11号議案と第12号議案について、一括してご説明を申し上げます。

まず、第11号議案でございます。恐れ入ります、ステープラーどめの資料をごらんください。めくっていただきまして、6ページをごらんいただければと存じます。そこに、新旧対照表がございますので、それに基づきまして説明させていただきます。

第11号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。まず、女性幼稚園教育職員の母体保護の観点から、妊娠の症状に対応した休暇の新設など、特別休暇制度の見直しを行うため、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇当に関する条例を改正いたしました。これに伴いまして、施行規則においても規定の見直しを行います。

第18条をごらんください。上の段が改正後となっております。まず現行、下の段、第18条は、妊娠出産休暇となっておりますが、これにつきましては、現行規定では、出産前後で16週間以内の期間となっておりますが、やむを得ない場合において、これ以上の休暇を取得できるようにということで、改正後の妊娠出産休暇第18条を改定するものでございます。

また、第19条に、これは妊娠初期休暇となっておりますが、この規定を妊娠症状対応休暇に変更して、妊娠期間中であれば、いつでも取得できるように変更いたします。さらに、第19条に、7ページにかけてでございますが、妊娠症状対応休暇ということで、これについては第19条の2でございますが、7ページのところに新たに追加させていただいております。これにつきましては、流産した職員に対して、早期流産休暇を新設いたしまして、流産後7日以内まで休養できるようにさせていただくものでございます。

また、第28条以降のところでございますが、これにつきましては、ボランティア休暇等の特別休暇制度の一部を暦年で付与していたため、これを年次有給休暇と同様に会計年度で付与するように規定を変更するものでございます。本年度中に付与して

いる職員はおりませんが、付与する場合の経過措置を定めているものでございます。

以上、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、施行規則の一部改正についての説明をさせていただきました。

続きまして、第12号議案でございます。同様に、ステープラーどめのものでございます。こちらは、幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部改正についてでございます。本年の特別区人事委員会勧告及び統一交渉に基づきまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例が改正されまして、住居手当制度が改正されました。幼稚園教育職員の住居手当は、改正前は幼稚園教育職員の給与に関する条例において、扶養親族の有無によって支給額の区分が設けられてございましたが、改正後の条例において、この区分がなくなりました。

そこで、この規則では、扶養親族を有する者の定義、これに該当することとなった場合や、該当しなくなった場合の手續及び支給開始、支給終了時期を規定していたために、これらの規定を削除する必要がございます。

これによりまして、恐れ入ります、めくっていただいて、やはり5ページの新旧対照表でございますが、第2条の3項、第3条の3項を削除しているものでございます。また、第4条の2を加えまして、今回の住居手当制度の改正で、支給要件に月額2万7,000円以上の家賃負担が追加されたことに伴いまして、食費等とあわせて支払っておりましたために、家賃額が明確でない場合の基準について、別に規定することとなります。基準につきましては、区長部局のものと同様に制定する予定でございます。

改正後の条例には、改正後に住居手当支給対象外となるものの中で、改正前の支給対象に引き続き該当するものについて、最大3年間の経過措置が規定されておりますので、恐れ入ります、戻って、3ページになります。ここに、付則に次の1条を加えるということでございますが、第3条ということに加えさせていただいているのは、経過措置対象者についても、本規則の手續等の規定を適用する旨を追加するものでございます。

また、すみません、前後しますが、さらにめくっていただいて、6ページ・7ページ、こちらに、別記様式ということが出ております現行のほうをごらんいただきますと、この右側の斜め上のところの5番目に「扶養親族の有無」というところでチェックをするようになってございます。

また、真ん中より若干上の届出人のところの2段目、扶養親族を有する者、しない者という欄がございますが、これは扶養親族の有無に関する規定がなくなりましたので、改正後の様式についてはこの部分が削除されることとなります。そのようになっております。

以上、二つあわせてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

加藤委員長

ご質疑、またはご意見はございますか。いかがでしょうか。特にありませんか。

(質疑・意見なし)

加藤委員長 ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

加藤委員長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
日程第3、第13号議案「東京都北区立滝野川紅葉中学校に係る行政財産の使用許可について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いいたします。

学校改築施設管理課長 委員長

加藤委員長 学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長 それでは、第13号議案、東京都北区立滝野川紅葉中学校に係る行政財産の使用許可について、説明をさせていただきます。1ページ目、左端の説明欄をごらんください。東日本電信電話株式会社、NTTから、北区まちづくり部道路公園課の電信柱移設依頼に基づき、電信柱及び支線を道路上から学校の敷地内の歩道（公開空地）に移設したい旨の申請がございましたので、設置を許可するものでございます。

恐れ入ります、3ページの図面をごらんください。施工箇所としてある矢印の先が該当箇所となっております、ごらんとおり、滝野川紅葉中学校と滝野川第六小学校の間の空間での移設となっております。

次の4ページ目に現場の写真がございます。上の写真をごらんいただくとわかりやすいのですが、滝野川第六小学校の通学路ともなっているこの区道は、道路幅が狭く、車両の通行がありますと、歩行者や自転車は電信柱の陰に避けたりする状況でした。このため、滝野川紅葉中学校の新校舎を建設する際に、校地の一部を地域に公開しまして、歩道のように整備したのが写真右側部分の並木に沿った幅1.5mの空間になっています。

今回のNTT柱の移設は、狭い道路における車両の通行をより円滑にするために、区のまちづくり部がNTTに、下の写真のように道路の中から学校の敷地内に電柱を移設するよう依頼したのがきっかけとなっております。

1ページ目にお戻りください。申請者は、東日本電信電話株式会社東京支店設備部長でございます。

使用を許可する財産は、土地1.08㎡で、電信柱新設使用となっております。

以下、使用目的、使用許可期間、使用料の取り扱いは、お示しのとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

加藤委員長	ご質疑、またはご意見はございますか。
森下委員	委員長
加藤委員長	森下委員
森下委員	余りよく知らない関係のものなので、ちょっと質問させていただきますが、この電柱は、区民のため、あるいは子どもたちのために、狭い道路なのでこちらの学校のほうに移設してくださいと、こちらから、まちづくりから頼んだのですよね。そのようにしていただいたのですが、やはりそういうものに関しても使用料というものは取るものなののでしょうか。ちょっとそこら当たりが、私は業界のことがわからないので、すみません、質問させてください。
学校改築施設管理課長	委員長
加藤委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	この使用財産の使用にかかわる手数料を定めている条例がございまして、その中でこういった公共的な役割を果たすもの、例えば東京電力の電柱であったり、ガス管でもそうですが、行政財産の目的外でその一部を使用するときには、決まった計算式で使用料をいただく取り決めになってございます。
森下委員	そうですか。わかりました。
森岡委員	委員長
加藤委員長	森岡委員
森岡委員	ちょっと続きなのですが、使用料250円ということで、これは振込手数料をとられますよね。
学校改築施設管理課長	委員長
加藤委員長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	支払いということで言いますと、先方からは例えば1年に1回まとめてお振込いただくということが多分できると思うのですが、そういう扱いになるかと思いません。

森岡委員	<p>というのは、結局、250円で、振込手数料をしたらきっと同じぐらい手数料がありますよね。もし一括してやるなら一括して、それでいいと思いますけれどもね。</p>
学校改築施設管理課長	<p>説明が不足して申しわけございません。実は、区立の小中学校の中には、NTTのために設置を許可して使用料をいただいているものが、ほかにもございます。ですから、ここでお示ししたのは、この案件についての月額の使用料でございまして、いただくときには当然それはまとめてお支払いいただいておりますので、例えば250円のために振込料がかかってということはないかと思えます。</p>
加藤委員長	<p>ほかに、ご質疑、またはご意見はございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
加藤委員長	<p>ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
加藤委員長	<p>ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>日程第4、第14号議案「東京都北区立那須高原学園利用料金設定の承認について」及び日程第5、第15号議案「東京都北区立文化センター利用料金設定の承認について」を一括して議題に供します。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
生涯学習・スポーツ振興課長	<p>委員長</p>
加藤委員長	<p>生涯学習・スポーツ振興課長</p>
生涯学習・スポーツ振興課長	<p>それでは、第14号議案及び第15号議案につきまして、一括してご説明をさせていただきます。まず、第14号議案、東京都北区立那須高原学園利用料金設定の承認についてでございます。1枚おめくりいただきまして、ページの説明欄をごらんください。</p> <p>東京都北区立那須高原学園条例第4条第1項ただし書の規定に基づきとございますが、この第4条第1項のただし書きと申しますのは、使用料のことについての項でございまして、指定管理者が管理をする施設の場合、利用料金等の上限額、この場合区民の場合が1万3,000円、区民以外が1万4,000円の範囲内におきまして、あらかじめ委員会の承認を得て料金を定められるというものでございます。このため、那須高原学園の料金、その承認を行うためのものでございます。</p>

裏面、2ページをごらんください。こちらが、指定管理者でございます株式会社ニッコトラストから教育委員会宛の承認の願いでございます。記書きの下、料金設定の表でございます。

一般室利用の一番上、6～9名1室利用というものが新たに加わったものでございます。こちらは、現行は下の表の下の欄、団体室利用という扱いをさせていただいたものでございますが、お部屋に洗面とトイレがついているお部屋でございますが、他の団体室とは違う状況であったにもかかわらず、団体室の扱いをしていたものでございます。団体室というのは、通常子どもが林間学校のときに使うお風呂とか洗面とか何もない、ただの畳張りのお部屋なのですけれども、こちらの部分の部屋を1室のみ一般料金、保養所として扱うほうに移行するというものでございます。

あとの料金につきましては、現行と料金とは変わってございません。日程第14号議案につきましては、以上でございます。

続きまして、第15号議案、東京都北区立文化センター利用料金設置の承認についてでございます。こちらは、1月28日の臨時会におきまして、北区立文化センター条例の一部を改正する条例ということで、中央公園文化センターの改修に伴いまして、お部屋の大きさが変わるということで、使用料の一部を改定させていただくことに伴うものでございます。

おめくりいただきまして、1ページの説明欄でございます。北区立文化センター条例第5号第1項ただし書きの規定に基づき、利用料金の承認を行うというものでございまして、こちらにつきましても、先ほどの那須高原学園と同様に使用料につきましては、指定管理者が管理をする場合は教育委員会の承認を得て変更ができるというものでございます。

2ページをお願いいたします。変わった部分でございますが、1の(1)中央公園文化センターの学習室F及びグループ室、多目的室、この3カ所につきまして、先ほども説明しましたように、中央公園文化センターの部屋の広さが変わったために金額を変更したものでございます。この3ページ、4ページの項につきましては、特段料金の変更はございません。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

加藤委員長

ご質疑、またはご意見はございますか。

教育長

委員長

加藤委員長

教育長

教育長

施行日はいつなのですか。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

加藤委員長	生涯学習・スポーツ振興課長
生涯学習・スポーツ振興課長	平成26年4月1日となっております。
加藤委員長	よろしいですか。 (質疑・意見なし)
加藤委員長	ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なし)
加藤委員長	ご異議ないと認め、原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第6、報告第18号、板橋区・北区交流フットサル大会及びサッカー教室について、事務局から説明をお願いいたします。
東京オリンピック・パラリンピック担当課長	委員長
加藤委員長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長
東京オリンピック・パラリンピック担当課長	それでは、1枚おめくりをいただきまして、板橋区・北区交流フットサル大会及びサッカー教室について、ごらんいただきたいと思います。 1の要旨でございます。オリンピック・パラリンピック開催に向けまして、ナショナルトレーニングセンターがある北区と隣接する板橋区が連携した事業を行うものでございます。タイトルが板橋区、北区という順番になってございますが、板橋区の実行委員会主催の事業につきまして、北区が共催するというところでございまして、こういう並びの順番になってございます。 事業は大きく二つございまして、2のフットサル大会でございます。「新河岸東公園カップ」という名称でございます。日時・会場はお示しのとおりでございます。両区それぞれ6年生以下の選手10名以内で構成するチームの対抗戦でございます。開会식을8時40分から予定してございます。 交流サッカー教室、3番でございますが、こちらにつきましては、FC東京の協力をいただくものでございまして、日時はお示しの同じく13日でございます。こちらは未就学児の部と、小1・2年生の部と2部構成で行います。会場・定員はお示しのとおりでございます。 以上、報告とさせていただきます。

加藤委員長	本件について、ご質疑、またはご意見はございますか。
檜垣委員	委員長
加藤委員長	檜垣委員
檜垣委員	質問なのですが、この参加人数が限られていると思うのですけれども、その子どもの選抜の仕方を教えていただけますでしょうか。
東京オリンピック・パラリンピック担当課長	委員長
加藤委員長	東京オリンピック・パラリンピック担当課長
東京オリンピック・パラリンピック担当課長	人数が多い場合は、抽せんということで考えてございます。
檜垣委員	公募という形になるのですか。
東京オリンピック・パラリンピック担当課長	説明が不足しておりまして、申しわけございません。往復はがきによりまして、申し込みをいただくものでございまして、3月20日必着でお願いしてございます。PRにつきましては、北区ニュース、ホームページでご案内をしてございます。以上でございます。
檜垣委員	ありがとうございます。
加藤委員長	ほかに、ご質疑、またはご意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
加藤委員長	ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。次に、日程第7、報告第19号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いいたします。
教育政策課長	委員長
加藤委員長	教育政策課長

教育政策課長

報告第19号、後援・共催に関する報告を申し上げます。本日は、名義使用承認報告が7件、事業実績報告は2件でございます。

まず、名義使用承認報告でございます。1件目、屋鋪要氏による北区ベースボールアカデミー前期。特定非営利活動法人れっど★しゃっふるの主催で、4月7日から7月28日までの祝日を除く毎週月曜日、全15日にわたり、中央公園野球場で開催されます。

2件目でございます。第I期レディースフットサル教室。主催者は、同じくれっど★しゃっふるでございます。4月14日～7月14日まで、祝日・休館日を除く毎週月曜日 全十回、滝野川体育館で開催されます。

おめくりをいただきまして、3件目でございます。平成26年度 新日本スポーツ連盟北区年間事業。新日本スポーツ連盟北区の主催で、4月1日～3月31日、年度を通じまして行われます。別紙1に、種目、それから期日、会場等の記載がございます。

4件目でございます。2014エコロジーキャンペーン北区。エコロジーキャンペーン実行委員会の主催で、4月29日、飛鳥山公園で開催されます。

5件目でございます。パノラマ水泳教室及びパノラマジュニア教室。北区水泳連盟の主催で、4月4日～来年3月27日までの間の全45回、十条台小学校温水プールで開催されます。

6件目でございます。置き去りにされた命「ミケ」～警戒区域に残されたある猫の物語～東京公演。NPO法人犬猫みなしご救援隊の主催で、5月10日、滝野川会館大ホールで開催されます。

7件目、NPO法人れっど★しゃふる主催 平成26年度上半期事業プログラム。同非営利活動法人の主催で、4月1日～9月30日までの間、別紙2にお示しの種目等で実施をされます。

事業実績報告につきましては、お示しの2件でございます。以上でございます。

加藤委員長

本件について、ご質疑、またはご意見はございますか。

嶋谷委員

委員長

加藤委員長

嶋谷委員

嶋谷委員

6番の置き去りにされた命「ミケ」という東京公演とあるのですが、これは映画になるのですか。

教育指導課長

委員長

加藤委員長

教育指導課長

教育指導課長	これは私のほうで伺っているところによりますと、何か一人芝居ということでございます。
生涯学習・スポーツ振興課長	委員長
加藤委員長	生涯学習・スポーツ振興課長
生涯学習・スポーツ振興課長	第1部が演劇で、今お話があった部分で、第2部にシンポジウムを行うというものでございます。
嶋谷委員	ありがとうございます。これは、警戒区域とあるので、3. 11の東日本大震災のときのものなのでしょうか。
生涯学習・スポーツ振興課長	委員のおっしゃるとおり、東日本大震災によって被災した動物の件についてのものでございます。福島県庁や福島県の教育長等が後援をしている事業でございます。
嶋谷委員	ありがとうございます。
加藤委員長	ほかに、ご質疑、またはご意見はございませんか。
	(質疑・意見なし)
加藤委員長	ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、平成26年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。